

平成 27 年度

**第 2 期日野市食育推進計画
評価結果報告書**

日野市食育推進会議

平 成 2 8 年 6 月

目 次

1. 平成 27 年度第 2 期日野市食育推進計画の評価結果について…………… 1
2. 第 2 期食育推進計画における大項目ごとの評価コメント（意見）…………… 4
3. 計画全体についての評価コメント（意見）…………… 5

資料

- 日野市みんなですすめる食育条例…………… 6
- 日野市食育推進会議の概要…………… 11

1. 平成27年度第2期日野市食育推進計画の評価結果について

日野市食育推進会議（以下「推進会議」という。）は、日野市みんなですすめる食育条例第14条第2項に基づき、平成27年度の事業進捗状況の評価について審議を行った。

その結果を下記のとおり報告する。

<評価基準>

推進目標	計画の大項目を「推進目標」として設定する。目指すべき方向性の説明にある状況を実現していくことで、達成度を図るという整理にした。
目指すべき方向性	どのような状態にすれば目標が達成されると言えるのか、という視点で記入している。計画の「これまでの成果」から抜粋。
推進目標の達成状況	8割以上は目標を達成できたもの・・・「推進」 5割以上は目標を達成できたもの・・・「概ね推進」 目標の達成は2,3割にとどまっている・・・「現状維持」 目標設定時とほとんど変わっていない・・・「停滞」 目標達成への取組をしていない・・・「未実施」

<評価方法>

3つの大目標の評価項目についてそれぞれ評価基準の表に照らし合わせ、評価を行った。第2期日野市食育推進計画（以下、「推進計画」という。）にある平成27年度に実施を計画していた各事業の進捗、達成状況はもちろん、事業を行ったことで、どのように目標に近づいているかを含め、総合的に、推進目標の達成状況を判断している。推進会議での評価結果は次の表に示す。

【別表1】 第2期食育推進計画 評価結果							
<<評価基準>> 「推進」・・・8割以上は目標を達成できたもの。「概ね推進」・・・5割以上は目標を達成できたもの。「現状維持」・・・目標の達成は2,3割にとどまっている。 「停滞」・・・目標設定時とほとんど変わっていない。「未実施」・・・目標達成への取組をしていない。							
◆推進委員評価…日野市食育推進会議での評価とコメント ◆庁内委員評価…庁内食育推進部会での評価							
	コメント	推進会議評価		庁内委員会評価	主管課	26年度 推進会議 評価	事業No.
		推進目標の 達成状況	推進目標の 達成状況	推進目標の 達成状況	推進目標の 達成状況		
1. 家庭における食育の展開 目指すべき方向性： 家庭における食育を「食育の原点」として、重要かつ基礎的な食育の場として考え、家庭でしっかりと朝食をとることで、子どもたちの健康的な生活リズムや正しい生活習慣を確立する。朝食欠食率の割合を減らす。							
1	プレママ(妊婦)・プレパパの食育	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に参加しているのは意識の高い人である。参加者が対象者の約1割というのは少ないので、参加意識を高める工夫が必要と考える。 ・夫の参加が少なく残念である。事業の中に夫が関われる内容なども取り入れることで、夫婦での参加が増えることを期待する。 	概ね推進	概ね推進	概ね推進	推進	No.2 健康課
2	就園前の子どもたちとその保護者への食育	<ul style="list-style-type: none"> ・市の事業への関心が低かった人も、子どもを持つことで関心が高まる。乳児健診での食育指導は最も効率が良いので、楽しく参加でき、なおかつ子どもも楽しめて仲間づくりができるような企画を、今後も続けて欲しい。 ・ホームページへのアクセス数が増えるよう、アピールをしっかりとやっていると良い。 ・離乳食教室の参加者数は毎年多いので、今後も継続が望まれる。 	推進	推進	推進	推進	No.3,4,5 健康課
3	園児、児童、生徒とその保護者への食育	<ul style="list-style-type: none"> ・日本最大の料理レシピサイト「クックパッド」への公立保育園給食レシピの掲載が始まったが、これが全国的に利用されると、日野市からの食育発信が意義深いものになる。活用が期待される。 ・保育園、小中学校に通う子どもたちの保護者に対して、給食試食会などを通して日野の給食の質の高さを理解してもらえようとする取組の継続を期待する。 	推進	推進	推進	推進	No.6,7 保育課 学校課
2. 保育園、幼稚園、学校、児童館などにおける食育の推進 目指すべき方向性： 地産地消の実践や体験を通じた食育推進を柱とし、子どもの健全な食生活の実現と心身の成長を図ります。							
1	保育園の食育	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食欠食率が減少したことは評価できるが、今後は欠食率だけでなく、朝食の質の向上について考える必要がある。 ・公民保育園栄養士会を活用し、意見交換を活発にし、情報発信に努めて欲しい。 ・保育園では、昼食だけでなく間食の提供もあるので、幼児にふさわしい内容の食事を最大限工夫し、保護者への啓発を図って欲しい。 	推進	推進	推進	推進	No.8,9,10 保育課 市立保育園
2	幼稚園の食育	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園と保育園とが格差なく食育に取り組めるよう、保育園での取り組みの情報を幼稚園にも伝え、小学校入学時点である程度の知識が共有できるようになることが望まれる。 ・短い保育時間の中で、家庭では体験できないような食の体験が充実しているの、このまま推進して欲しい。 ・園児の食事状況などの実態を把握し、保護者に対する働きかけを推進していく必要がある。 	概ね推進	概ね推進	概ね推進	概ね推進	No.11 学校課 市立幼稚園
3	学校の食育	<ul style="list-style-type: none"> ・日野市の食育の特色である学校給食を、生きた教材として活用し、食育を推進することを期待する。今後は、学校間の格差を縮められるよう、各校共通の項目を設定し、日野市の食育の特徴を出してはどうか。 ・日野市の学校給食の質の向上を維持するための「本物工房ひのマニュアル」の作成は評価できる。このマニュアルが様々な観点を反映したマニュアルへ発展することを期待する。 ・都内でありながら地場物の野菜が食せる環境にあることは、活かした献立の提供に大きく貢献している。旬の物をもっと取り入れ、保護者、市民にもっと周知してほしい。 	概ね推進	概ね推進	概ね推進	概ね推進	No.12,13,14 学校課・小学校・中 学校
4	児童館、学童クラブの食育	<ul style="list-style-type: none"> ・調理活動の中での伝統行事・地域行事の実施は、児童館・学童クラブでしか体験できないことである。保育所や学校との連携を進めることも必要である。 ・おやつを自分で正しく選べるようにしたり、子どもから家庭に食の啓発ができるきっかけになる取り組みも行ってほしい。 	概ね推進	概ね推進	概ね推進	概ね推進	No.18,19 子育て課 児童館 学童クラブ
5	地産地消をすすめる食育	<ul style="list-style-type: none"> ・日野市全体の農地の減少や後継者不足のなか、日野産農作物の利用率25%を目指して取り組んでおり、平成27年度は利用率が前年より上回っていることは評価できる。日野市ならではの特色を生かして、更に実績を向上させてほしい。 	概ね推進	概ね推進	概ね推進	概ね推進	No.20 都市農業振興課
3. 地域における食育の推進 目指すべき方向性： 生活習慣病予防、健康寿命の延伸のため、地域の資源を結び付き各年代の方に様々な取組を行い、地域各機関・団体との連携を密にし、地域の力を集めます。							
1	市民みんなの食育の推進 (食生活と健康づくり)	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまなイベントを行い、食生活を自己管理につなげることは良いことであるが、イベントに参加しない人も興味を持てるような工夫をして欲しい。 ・健康寿命延伸のため、内容・回数を充実し、多くの市民が参加することが望まれる。市の食育推進の柱として事業を進めて欲しい。 ・ロコモティブシンドローム予防教室については、介護予防の面から、参加者数の増加が望まれる。 	概ね推進	概ね推進	概ね推進	概ね推進	No.22,23,24 健康課
2	市民みんなの食育の推進 (農の推進と地産地消による食育)	<ul style="list-style-type: none"> ・七ツ塚ファーマーズセンターでの活動については評価できるが、市民が参加しやすいよう、他の地域の施設においても取り組む必要がある。 	概ね推進	概ね推進	概ね推進	概ね推進	No.34 都市農業振興課

<評価結果説明>

主管課の評価を受けて、庁内食育推進部会評価を行い、その結果を推進会議にかけて最終的に評価をまとめた。

「推進」と評価された「就園前の子どもたちとその保護者の食育」「園児、児童、生徒とその保護者への食育」「保育園の食育」については「離乳食教室に対して市民ニーズがある」「幼児期から食事に興味を持ち、良い指導ができている」などの評価があった。離乳食教室、保育園での食育の取り組みなど「継続してほしい」として食育の取り組みが高く評価された。

他の項目についても、事業の進捗が順調であること、継続的に取り組まれていることなどから、「概ね推進」と評価された。全体として項目数でカウントすると推進3、概ね推進が7となり、全体では「概ね推進」が妥当であると判断した。

平成27年度第2期日野市食育推進計画の評価結果は「概ね推進」と結論づけるものである。

2. 第2期食育推進計画における大項目ごとの評価コメント（意見）

大項目1 家庭における食育の展開について

・ブレママや離乳期の食育は、徐々に内容も改善されている。ホームページの活用にあたっては、アクセスする人が更に増える工夫をすることが必要である。

大項目2 保育園、幼稚園、学校、児童館などにおける食育の展開について

・保育園と幼稚園の格差や、学校間格差がなくなるよう、共通項目を定めるなどし、日野市の食育のレベルを維持することが望まれる。幼児期からの積極的な食育の推進が重要なので、公民保育園栄養士会などを活用し、推進して欲しい。

・日野市においては、子どもの食育については定着してきたと考えられるが、今後も継続した食育推進が期待される。

・学校給食での日野産野菜の利用率を6月11月の2ヶ月のデータではなく通年の数字を25%に近づける努力をしてもらいたい。

大項目3 地域における食育の展開について

・「七ツ塚ファーマーズセンター」だけでなく、様々な地域で食生活と健康づくりの自己管理につながる事業を推進できると良い。

・生活習慣を改善するためのきっかけづくりと、継続のためのサポートができると良いのではないか。今後は、中高年に対する食育の展開に期待する。

・健康に関心がある人も、そうでない人にも、日野市が食育に力を入れていることをもっとアピールできる手段が見い出せると良い。

3. 計画全体についての評価コメント（意見）

- ・日野市における食育の取り組みが、周知できていないことが残念である。もっと広く宣伝をした方が良い。

- ・各ライフステージに合った内容で推進されている。概ね達成できたものはこのまま維持推進し、参加者が減っている事業についての改善を図りたい。

- ・子どもから高齢者まであらゆるライフステージの食育の展開について期待する。市における子どもの食育については定着してきたと考えられるので、今後は、子どもの食育の推進を維持するとともに、成人、高齢者、特に一人暮らしなどの市民に対して、情報の発信などを通して食に関する意識付けが必要であると考えられる。

日野市みんなですすめる食育条例

平成 21 年 3 月 31 日
条例第 6 号

目次
前文
第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
第 2 章 基本となる事項(第 4 条—第 13 条)
第 3 章 推進体制(第 14 条)
付則

すべての市民が心とからだの健康を確保し、幸福感をもって暮らすことのできる社会をつくることが私たちの願いです。

この願いをかなえるためには、食はとても重要ですが、食の安全性の問題、飽食、不規則な食生活による肥満や生活習慣病の増加など、食に関するさまざまな問題があります。

幸い、私たちのまち日野は、都市の農業を守る事業が進められ、田畑を多く見ることができ、その大地で農業者によって大切に育まれた農産物などが家庭の食卓や学校給食に並び、農業体験などとあわせて、生産と食が身近に感じられる環境にあります。

しかし、社会全体で抱える食に関するさまざまな問題は、私たち日野においても生じており、すべての市民が健康に生き、心豊かな人生を歩み、それを次世代へ受け継いでいくためには、食のあり方について学び、積極的に食育の推進を図っていく必要があります、家庭とともに食にかかわるすべての関係者が同じ目標に向かって取り組まなければなりません。

ここに、日野市における食育の推進について、食にかかわるすべての関係者の責務を明らかにして、日野市食育推進計画に関する取組を総合的・計画的に推進するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、日野市(以下「市」といいます。)の食育の推進に関する基本的な理念を定め、市、市民、教育委員会、学校、子育て関連施設、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者の責務を明らかにして日野市食育推進計画を推進することで、現在だけでなく将来にわたり健康で文化的な活力ある社会の実現に役立つことを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 食育 一人ひとりが、さまざまな経験から食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、動物や植物など命あるものを食べることや食にかかわる人々への感謝の気持ちや理解を深め、生涯にわたって生き生きと暮らせるような力を身につけることをいいます。

(2) 地産地消 地元で収穫された農産物を地元で消費することをいいます。

(3) 日野産野菜 日野市内で生産される野菜(りんごなどの果物、卵を含みます。)をいいます。

(4) 食育計画 食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の規定により、日野市内における食育の推進に関する計画として作成された「日野市食育推進計画」をいいます。

(5) 教育委員会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)に基づき、学校の教育や生涯学習などを振興するために設置された機関をいいます。

(6) 学校 教育委員会で定める方針に沿って、校長を筆頭に教職員が児童・生徒を指導する日野市立の小中学校をいいます。

(7) 子育て関連施設 日野市内の幼稚園、保育所や日野市立の子ども家庭支援センター、児童館(学童クラブを含みます。)をいいます。

(8) 農業委員会 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)に基づき、農地の保全を図るために農地の売買などについて公正な審査をするほか、農業者の代表機関として、意見などを公表するために設置された行政委員会をいいます。

(9) 農業者 農業(畜産業を含みます。)を営む人をいいます。

(10) 東京南農業協同組合 日野市内にある東京南農業協同組合本店、東京南農業協同組合日野支店、東京南農業協同組合七生支店をいいます。

(11) 食品関連事業者 食品の製造、加工、流通、販売、食事の提供をする人をいいます。

(基本理念)

第3条 食育の推進は、市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと暮らせるように次に掲げる基本理念に沿って行わなければなりません。

(1) 食育は、食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、体験などを通して、食生活が動物や植物などの命を食べることや食にかかわる人々のさまざまな活動によって支えられていることへの感謝の気持ちや理解が深まるように推進します。

(2) 食育は、心やからだの成長や人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、次世代を担う子どもたちに対して、特に積極的に推進します。

(3) 食品の安全は、食生活において基本的なことであり、安全安心な食品と食の環境が守られるように推進します。

(4) 食育は、農業者と消費者の距離が近い日野市の特色を生かし、農業者と消費者との交流を図りながら、地産地消に取り組みます。

第2章 基本となる事項

(市の責務)

第4条 市は、市民の健康のため、市が行う食育に関する事業を市民にわかりやすい方法で案内しなければなりません。

2 市は、家庭訪問事業、保健事業、各種健診の場など、地域に根ざした保健師、栄養士などの活動を行い、健康の管理に関する正しい知識や技術の普及、情報の提供などを推進し、市民の食育、健康づくりを支援しなければなりません。

3 市は、都市の農地を守り、都市の農業を育てなければなりません。

4 市は、生産者と消費者の交流の場をつくり、地産地消を推進しなければなりません。

5 市は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、教育委員会、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

- 6 市は、市民に安全安心な食品と食の環境を提供するため、国、東京都、保健医療機関、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者、大学などと連携し、情報の収集や発信をしなければなりません。
- 7 市は、自治会などの地区組織、市民ボランティア、食に関する活動を行う団体、企業などと連携し、食育を推進しなければなりません。
- 8 市は、食育計画で定める食育の施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければなりません。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、個人や家族の心とからだの健康を守り、増進するため、バランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけ、健全な食生活を送るように努めます。
- 2 市民は、市が取り組んでいる都市の農地を守ることや都市の農業を育てること、地産地消の取組を理解し、日野産野菜の購入や生産者との交流に努めます。

(保護者等の責務)

- 第6条 保護者等は、子どもたちが、自然の恵みである食物と、食に関連する人々やその活動への感謝の気持ちを深める心を持って成長し、生涯にわたって健全な心やからだ、豊かな人間の形成を育んでいくことができるような食環境づくりに取り組むように努めます。
- 2 保護者等は、子どもたちの健やかな心とからだの発育、発達のため、毎日の食事を準備し、子どもたちとともに家庭で楽しく食事をするような環境づくりに努めます。

(教育委員会の責務)

- 第7条 教育委員会は、教育と食育のつながりを大切にして地域、学校、保護者等を通じて食に関する理解を深め、情報の共有化を図り、栄養、健康の増進、地産地消などを充実させるために指導の体制などの確立を図り、食育と健康教育を推進しなければなりません。
- 2 教育委員会は、学校での食育の推進のために、学校給食法(昭和29年法律第160号)を踏まえ、食に関する指導の全体計画を策定し、実体験を通じた実践的な取組が行え、教科や行事などとの関連が図られ、家庭や地域と連携できるように支援しなければなりません。
 - 3 教育委員会は、食育の推進のために東京都などと連携し、人材の育成を図らなければなりません。
 - 4 教育委員会は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(学校の責務)

- 第8条 学校は、国で定める指導の方針を踏まえ、児童や生徒の食や健康への関心、理解が深まるよう、食育や健康教育を推進しなければなりません。
- 2 学校は、安全安心な給食を提供しなければなりません。
 - 3 学校は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に利用しなければなりません。
 - 4 学校は、保護者等に対して、家庭で食育が推進されるように情報の発信をしなければなりません。
 - 5 学校は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなで食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えていくため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。

(子育て関連施設の責務)

- 第9条 子育て関連施設は、子どもたちに生活や遊びのなかで食にかかわる体験活動を通じて、食べることの大切さや楽しさを教え、元気と意欲あふれる毎日を過ごすことができるようにするとともに保護者等や地域へ食育の情報を発信しなければなりません。
- 2 幼稚園や保育所は、国で定める指導の方針、保育の方針を踏まえ、子どもたちに食事の取り方、望ましい食習慣の確立、生涯にわたり健康で過ごすことができる生活のリズムを身につけさせなければなりません。
 - 3 保育所は、安全安心な給食を提供しなければなりません。
 - 4 保育所は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなと一緒に食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えるため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。
 - 5 子ども家庭支援センターは、子育てひろば事業の実施や相談の活動を通して、一人ひとりの子どもの成長や発達の段階に応じた食育の大切さについて、普及啓発を図らなければなりません。また、家庭からの乳幼児の食に関する相談に対応して保護者等や子どもの食への不安を解消するとともに情報の提供をしなければなりません。
 - 6 児童館(学童クラブを除きます。)は、調理活動の体験から自分でつくり、食べる喜び、感動を味わい、豊かな経験を積み重ね、食べたいものを考え、調理に導けるさまざまな事業を行わなければなりません。
 - 7 学童クラブは、作物の収穫の体験や季節に応じたおやつを提供を通して、児童同士の交流を図り、くつろげる場とするとともに、安全安心なおやつを提供しなければなりません。

(農業委員会の責務)

- 第10条 農業委員会は、食育計画の推進のために農業の発展と農地の保全を積極的に行わなければなりません。
- 2 農業委員会は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(農業者の責務)

- 第11条 農業者は、市民が地産地消を継続的に行えるように農産物の生産力の向上に努めます。
- 2 農業者は、生産の活動を行うときは市民へ安全安心な農産物を供給するように努めます。
 - 3 農業者は、市や学校などと連携し、さまざまな体験の機会ができるように努めます。
 - 4 農業者は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に学校給食へ供給するように努めます。

(東京南農業協同組合の責務)

- 第12条 東京南農業協同組合は、農業者の生産力の向上及び農業経営の合理化が図られるように指導に努めます。
- 2 東京南農業協同組合は、安全安心な農産物を提供できるように市、農業者、農業委員会との連携に努めます。
 - 3 東京南農業協同組合は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、農業者と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように努めます。

(食品関連事業者の責務)

第 13 条 食品関連事業者は、安全安心な食品の提供に努めます。

2 食品関連事業者は、健康と食育のために栄養バランスの良い食生活の重要性を認識し、情報の提供に努めます。

3 食品関連事業者は、食品の安全性など自らの事業の活動について、正確で適切な情報の提供に努めます。

第 3 章 推進体制

(日野市食育推進会議)

第 14 条 市は、食育計画の推進のために、食育基本法第 33 条第 1 項の規定により、日野市食育推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。

2 推進会議は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ、審議します。

(1) 食育計画の推進の状況の評価、検証に関すること。

(2) 食育計画の作成に関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、食育に関する施策に関すること。

3 推進会議は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員 8 人以内で組織します。

(1) 公募市民 3 人以内

(2) 食育に関する知識や経験を特に有する人 5 人以内

4 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げません。ただし、委員が欠けたときは、補欠の委員を選任し、委員の任期は前任者の残任期間とします。

5 推進会議に会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

6 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。

7 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行します。

8 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。

9 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決まり、可否が同数のときは、会長が決めます。

10 推進会議の庶務は、健康福祉部で処理します。

11 前各項に定めるほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議の意見をきいて定めます。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 38 年条例第 13 号)の一部を次のように改正します。

日野市食育推進会議の概要

1 日野市食育推進会議委員名簿

任期 自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日

氏 名	委 員 種 別・(所 属)
青 木 寛 司	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市農業委員会代表)
○ 揚 石 國 臣	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市商工会代表・株式会社ベル・ハート代表取締役)
鹿志村 紀美枝	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市医師会代表・もぐさ園三沢台診療所医師)
後 藤 美 典	公募市民
◎ 白 尾 美 佳	食育に関する知識や経験を特に有する人 (学識者・実践女子大学教授)
高 橋 安 枝	公募市民
吉 富 正 敏	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市社会福祉法人立保育園連合会代表・会長・吹上保育園園長)
渡 邊 真理子	公募市民

(氏名は 50 音順、敬称略。◎：会長、○：副会長)

(所属は平成 28 年 6 月現在のもの)

2 会議の経過

開催回数 2回

開催回数	開催年月日	内 容
第 1 回	平成 28 年 5 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の交付 ・ 食育コラムについて ・ 平成 27 年度評価について ・ 第 3 期食育推進計画策定に向けて 等
第 2 回	平成 28 年 6 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度評価について ・ 第 3 期食育推進計画策定のための市民アンケート作成等